

電気通信工事業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	15~16	会社敷地内の作業小屋にて、高圧ケーブルに被着を剥く作業中、右手でカッター・左手でケーブルを持って作業していたところ、カッターの刃が滑り、左手親指付け根に接触して受傷した。	24	1~9
1	13~14	改造工事現場において、電線の化粧カバーをカッターナイフで切り込み中、カッターナイフが滑りカバーを押さえていた左手親指にナイフの刃が当たり負傷となる（保護手袋着用）。	18	—
3	13~14	タイマー盤設置工事の準備を作業場内にて行う際、タイマー盤支持金物を電動丸鋸にチップソー刃を装着し、左手に支持金物、右手に丸鋸を持ち左手を左腿に固定し切断作業中、丸鋸刃が支持金物に噛み、その反動で丸鋸が急激に移動し、左大腿を負傷した。	74	1~9
3	16~17	鉄筋加工場において、電線取替作業中電線被覆を剥いている時、手がすべりカッターで手を切った。	29	1~9
6	11~12	自社のトラックの荷台上にて、チェーンソーの始動点検を行っていた時に、誤って左手小指がチェーンソーの刃に触れて怪我をした。	47	1~9
7	10~11	電線を固定している紐をナイフで切る時、勢いあまり目に当たり受傷した。	33	10~29
7	9~10	工事の現場において、低圧停電準備作業のため、高所作業車で建替柱の既設低圧CVケーブルの縛り紐の切断作業を行っていた。縛り紐の結び目を左で引っ張り、ナイフを押しながら切断していたが切れにくかったためナイフの刃先が手前側に向	33	1~9

		けて引きながら切っていたところ、縛り紐が切れ、弾みで刃先が左眼に当たり受傷した。		
7	15～ 16	小学校の庭園内を架空する電灯線が植栽と接近接触しているのを、伐採して離隔する作業中、庭園内地上にて、伐採した枝をゴミ袋に入れる際、細かく切断するため電動丸ノコを使用した。その際、丸ノコの使用を誤り、右手首を切傷した。	38	1～ 9
10	15～ 16	会社事務所1階倉庫にて、木材を電動丸のこで切断作業中、電動丸のこを左手で逆さに抑え右手で垂木を持ち作業を行った。その際、電動丸のこが右手方向へ弾じかれ、右手、第2指、第3指、第4指を切傷してしまった。	22	1～ 9
10	11～ 12	会社の資材置場でゴミ（配管材）を細かく切る際に結束してあるビニールテープを切ろうとして、切ったと同じに左手親指まで切ってしまった。（現場の特定しない事務作業であった。）	34	1～ 9
10	10～ 11	被災者は機器点検修繕工事に従事していた。遮断機操作拍のゴムパッキン取り替え工事に着手。ゴムパッキンを剥がし、残ったボンドをアルコールで清掃除去するための容器の内蓋をカッターナイフで十字に切り目を入れようとした際カッターナイフが根元から折れ、左手親指付根を負傷した。	21	300 ～ 499
11	11～ 12	個人宅電気工事において、使用する換気扇のダクトを作業場で切っていたところ、誤って手を滑らせ右手親指を負傷した。	73	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html